

案

春日井市DV対策基本計画（第2次）

平成26年3月
春日井市

目 次

I	基本計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	基本的考え方	2
3	これまでの経緯	3
II	計画の基本理念・基本目標	4
1	基本理念・基本目標	4
2	施策の体系	5
III	DVの防止と被害者の自立支援に向けて	6
	基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進	6
	基本目標2 相談体制の充実	8
	基本目標3 被害者の安全確保	10
	基本目標4 被害者の自立支援	12
	基本目標5 推進体制の充実	14
IV	計画の推進	16

I 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

DV※は、被害が深刻にもかかわらず、家庭内の問題、夫婦や恋人間の問題として見過ごされてきました。このため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることが明示され、平成16年の法改正により、都道府県による基本計画策定の義務付けなど取組の拡充が図られました。その後、平成19年の法改正では、保護命令の拡充のほか、都道府県のみ義務付けられていた配偶者暴力相談支援センター業務の実施や基本計画の策定が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が強化されました。平成25年6月には、交際相手からの暴力が社会問題となっている中で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、法の適用対象となるよう法が改められました。

春日井市においては、平成20年3月に「かすがい男女共同参画プラン」の改定を行い、重点プロジェクトの1つに「女性に対する暴力の予防と被害者支援の強化」を掲げ、取組の強化を図りました。基本計画の策定が市町村の努力義務となったことから、他市に先がけ平成21年3月には、「DV対策基本計画」を策定し、DV防止の広報・啓発、被害者の相談・支援に積極的に取り組んできました。また、平成24年3月には「新かすがい男女共同参画プラン」を策定し、「あらゆる暴力を根絶する社会づくり」を目標に、男女間における暴力の根絶やDVのある家庭に育つ子どもへの支援などの課題解決に努めています。

この度、基本計画の計画期間（平成21年度から平成25年度）が終了するにあたり、これまでの取組状況を踏まえ課題を整理し、被害者支援への取組をさらに強化し、DV対策を計画的、継続的に進めるため、計画を改定します。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

この計画では、「配偶者からの暴力」のことを指します。「配偶者とは」婚姻関係にある相手方（事実婚を含む）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあった者）、生活の本拠を共にする（またはしていた）者も含まれます。また、恋人など親密な関係にある（またはあった）者の暴力も対象とします。男性、女性の別は問いません。

なお、暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力などさまざまな形態があります。

2 基本的考え方

(1) 計画の位置付け

- ア DV防止法第2条の3第3項※に基づく基本計画です。
- イ 基本計画では、DV対策の取組の方向を示します。
- ウ 国の基本方針や愛知県の3次計画を勘案し、市の実情に即した計画とします。
- エ 新かすがい男女共同参画プランとの整合を図ります。

(2) 計画の見直し

この計画は、法律及び基本方針が見直された場合、あるいは社会情勢の変動や市民ニーズの変化などを勘案し、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

.....

※DV防止法第2条の3第3項：DV防止法では、「基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村におけるDVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」としています。

3 これまでの経緯

- 平成 13 年 4 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立（4 月公布、10 月一部施行、平成 14 年 4 月全面施行）
- 平成 14 年 3 月 「かすがい男女共同参画プラン」策定
・DV 対策を課題に位置付け
- 平成 15 年 4 月 「春日井市男女共同参画推進条例」施行
・DV 禁止を定める
- 平成 16 年 5 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立（6 月公布、12 月施行）
- 平成 16 年 12 月 国「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
- 平成 17 年 12 月 愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
- 平成 19 年 4 月 市民活動推進課男女共同参画室にDV 相談員配置「DV 相談」開設
- 平成 19 年 7 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成 20 年 1 月施行）
- 平成 20 年 1 月 国「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
- 平成 20 年 2 月 「春日井市DV 対策連絡会議」設置
- 平成 20 年 3 月 「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」策定
- 平成 20 年 3 月 愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2 次）」策定
- 平成 20 年 8 月 「オンラインDV ほどと相談」開設
- 平成 21 年 3 月 「春日井市DV 対策基本計画」策定
- 平成 22 年 2 月 「春日井市DV 対策関係機関連絡会議」設置
- 平成 24 年 3 月 「新かすがい男女共同参画プラン」策定
- 平成 25 年 3 月 愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3 次）」策定
- 平成 25 年 6 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立（7 月公布、平成 26 年 1 月施行）
- 平成 26 年 3 月 「春日井市DV 対策基本計画（第 2 次）」策定

II 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念・基本目標

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。

DVを根絶するには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、男女平等の意識をはぐくむとともに、DVを身近な問題として正しく理解することが必要です。

そこで、DVの根絶と、被害者の安全確保、自立に向けた取組を強化し、DVのない社会の実現をめざして、基本理念及び5つの基本目標を定めます。

基本理念 DVのない社会の実現

◇ 基本目標 1 DV防止のための啓発・教育の推進

市民一人ひとりのDVに関する正しい理解を深め、DVの防止に努めます。

◇ 基本目標 2 相談体制の充実

被害者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

◇ 基本目標 3 被害者の安全確保

被害者を早期に発見し、警察などの関係機関と連携して、被害者の安全を確保する体制を強化します。

◇ 基本目標 4 被害者の自立支援

被害者が自立した生活を送ることができるよう、総合的な支援に努めます。

◇ 基本目標 5 推進体制の充実

被害者支援を総合的に推進するため、関係機関等との連携強化を図ります。

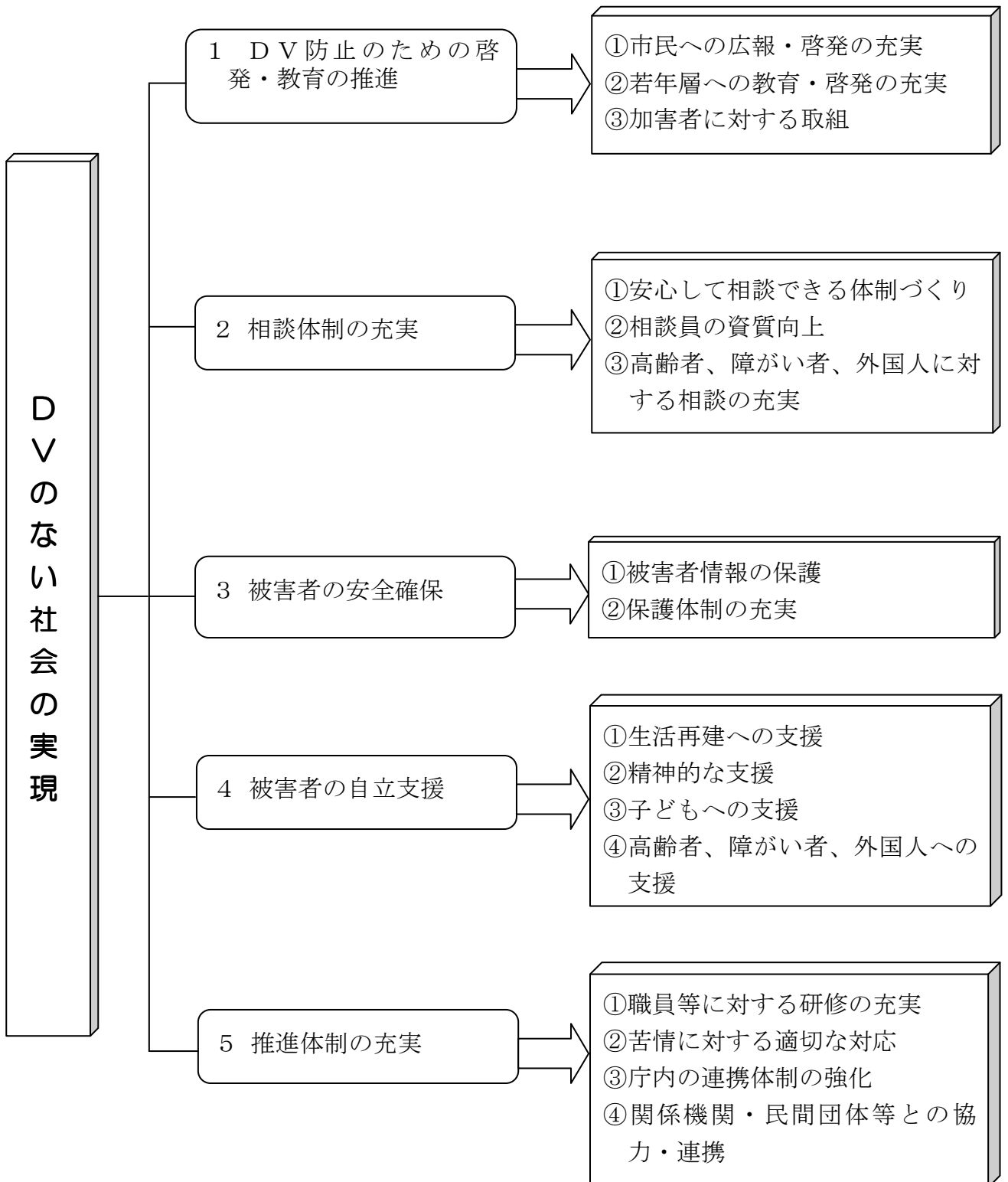
2 施策の体系

基本理念を実現するため、5つの基本目標を設定し、施策の方向を定め、総合的な取り組みに努めます。

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



Ⅲ DVの防止と被害者の自立支援に向けて

基本目標 1 DV防止のための啓発・教育の推進

現状と課題

- DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、基本的人権の意識を高揚し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが重要です。
- DVは、単に家庭内の問題、夫婦間の問題として潜在化しやすく、外部からの発見が困難なこともあり、いまだ十分理解が得られていない状況にあります。
- 殴る、蹴るなどの「身体的暴力」は、DVとしての認識度は高いものの、精神的、性的、経済的暴力行為は、認識度が低いことから、DVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く見受けられます。
早期発見や支援につなげるためにも、DVに対する正しい知識とその危険性について、適切な情報提供や更なる啓発を行っていく必要があります。
- 平成 22 年に実施した市民意識調査では、配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある割合が、男性は 4.9%に対し、女性では、21.9%にのぼり、女性の 5 人に 1 人が何らかの暴力を受けた経験があると回答しています。
- DVは配偶者間だけではなく、若い世代の男女間でも「デートDV」といわれる問題が起きています。デートDV※は人権侵害であることから、若年層を対象にDVについて考える機会を提供するなど、子どもの発達段階に応じた人権教育を進めていくことが重要です。
若年層に対して、DV防止の教育・啓発を行うことにより、若年者がDVについての理解を深め、対等でお互いに尊重しあえる人間関係を築いていくことは、将来におけるDV防止につながっていくと考えられます。
- 女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担や経済力の格差など社会的、構造的な問題が関係していることから、男女共同参画社会づくりに向けた啓発活動にも取り組む必要があります。
- DVの問題を解決するには、加害者への対策も必要です。中でも、加害者の更生に関する施策は重要ですが、これについては調査・研究の段階にあるため、国等の調査研究の情報収集に努める必要があります。

今後の取組

事業内容		区分	所管課
<施策の方向> (1) 市民への広報・啓発の充実			
① 広報、ホームページ等を活用した更なる啓発	広報春日井、男女共同参画情報紙「はるか」、ホームページ等により、DV防止に向けた啓発を行います。	継続	男女共同参画課
	DV防止リーフレットを作成し、公共施設への設置のほか、医療機関等への配布・設置により、更なる啓発の実施に努めます。	継続	
	地域で活動している民生委員・児童委員等に対し、DV防止やDV被害者が置かれている立場などについての説明を行い、通報や相談窓口の案内等、被害者の早期発見への協力を呼びかけます。	継続	
② DVに関する正しい理解と認識を図るための講座等の実施	市民がDVに関する正しい理解と認識を得られるよう、講演や講座等の啓発事業を実施します。	継続	
<施策の方向> (2) 若年層への教育・啓発の充実			
① 学校における人権や男女平等についての教育の充実	小中学校において、人権週間や道徳の時間などを通じ、人権尊重の意識を高める教育を進めます。	継続	学校教育課
② 若年層へのデートDV防止啓発事業の推進	中学生、高校生、大学生等若年層を対象とし、交際相手からの暴力問題について考える機会としてDVセミナーを開催します。	拡充	男女共同参画課
	デートDV防止に関するリーフレットの作成・配布による啓発に取り組みます。	新規	
<施策の方向> (3) 加害者に対する取組			
① 「加害者更生プログラム」に関する情報収集	DVの再発防止には、加害者更生プログラムなど加害者に対する積極的な働きかけが必要なことから、国等の調査研究の情報収集に努めます。	継続	男女共同参画課

※デートDV：恋人同士の間で起きる暴力

基本目標 2 相談体制の充実

現状と課題

- 春日井市では、DV相談窓口を設置し、専門の相談員による電話、面接相談のほか、24時間いつでも相談できるオンライン相談を行っています。また、女性が抱える様々な問題・悩みについては、「女性の悩み相談」及び「女性のための法律相談」を行っています。
- これらの相談窓口については、広報春日井や市ホームページ等で周知を図っており、平成24年度のDV相談窓口の利用者数は、平成19年の開設当初と比べ3.5倍に増加しています。DV相談件数は今後も増加することが予想され、また、相談内容も複雑化、多様化していることから、相談体制を更に充実する必要があります。
- 相談員は、深刻な内容の相談を受け、相談員自身が相談者と同じ心理状態に陥ることがあります。このため、相談員の心理負担の軽減を図る必要があります。
- 内閣府の調査では、配偶者からの被害を受けた女性のうち約4割は、どこへも相談しておらず、その理由として、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけるといった」などが挙げられおり、より一層DVについての啓発や相談機関の周知を市民や医療機関等関係機関に図っていくことが重要です。
- 被害者には、高齢者、障がい者、外国人も含まれ、コミュニケーションを上手にとれないなど困難を抱えている場合もあり、誰もが安心して相談が受けられるよう、より多くの機関・団体等との更なる連携が不可欠となります。
- DV防止法では、市町村に対し、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めるものとしており、その機能や他市の状況を参考に、実情に即した在り方を検討していく必要があります。

今後の取組

事業内容		区分	所管課
＜施策の方向＞ (1) 安心して相談できる体制づくり			
① 相談窓口の周知	相談窓口の情報を掲載した携帯カードやパンフレット等の配布場所の拡大により、更なる相談窓口の周知に努めます。	継続	男女共同参画課
② 電話、面接、オンライン相談の充実	相談者が安心して相談できるよう、情報の管理を適切に行います。	継続	男女共同参画課
	休日、夜間の相談に対応するため、警察との一層の連携を図ります。	継続	
	男性が抱える様々な問題解決のため、男性に対する相談体制を整えます。	新規	
＜施策の方向＞ (2) 相談員の資質向上			
① 相談担当者への支援の充実	より適切な相談を行うとともに、複雑な問題を抱えた事例にも対応できるよう、相談員の連絡会議での事例検討やスーパービジョン※の実施により、相談員等の資質向上やメンタルケアを実施します。	拡充	男女共同参画課
＜施策の方向＞ (3) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実			
① 高齢者、障がい者の相談	地域包括支援センター、障がい者生活支援センターとの連携による適切な対応を行います。	新規	男女共同参画課 高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課
	手話通訳者の確保等により、相談者との意思疎通を図ります。	新規	
② 外国人の相談	相談時の通訳の派遣や外国語パンフレットによる情報提供により、相談体制の充実を図ります。	継続	男女共同参画課

※スーパービジョン：相談員が専門的能力向上のために、より経験の深い専門家から事例報告等を通じて受ける指導。

基本目標 3 被害者の安全確保

現状と課題

- 春日井市では、緊急性が高い被害者の保護にあたっては、被害者が安心して安全に保護が受けられるよう、関係各課や愛知県女性相談センター、警察などと連携を図っています。なお、被害者の状況や同伴する家族の有無などを考慮し、一人ひとりに応じた保護を迅速で安全に行うことが必要です。
- 一時保護施設への入所に至らない場合においても、状況に応じて警察など関係機関と連携し、被害者及び同伴する家族などの安全を確保することが必要です。
- 被害者が保護から自立に至るまでの間、必要に応じ関係機関が情報を共有し、被害者が適切な判断に基づいて行動できるよう情報提供と助言を行う必要があります。
- 被害者は、加害者から逃れて新しい生活を始めても、住所等が加害者に伝わった場合、被害者の安全な生活が壊れることがあります。被害者の情報については、加害者に漏洩することのないよう、関係各課による被害者情報の保護・管理の徹底が必要です。
また、加害者から危害を加えられることのないよう警察と連携し、被害者の安全を確保します。

今後の取組

事業内容		区分	所管課
＜施策の方向＞ (1) 被害者情報の保護			
① 住民基本台帳事務に係る支援措置の実施	住民基本台帳の閲覧等の制限を実施します。また、住民基本台帳に基づいて事務処理を行う部局での情報管理の徹底と連携を図ります。	継続	男女共同参画課 市民課 関係各課
② 被害者に関する情報管理の徹底	学校・保育園等において、被害者及び同伴する子どもの情報管理を徹底します。	継続	保育課 学校教育課
＜施策の方向＞ (2) 保護体制の充実			
① 警察等関係機関との連携	警察との連携を強化するとともに、県女性相談センター、県春日井児童相談センターとの連携により、被害者や子ども等の同伴家族、支援者等の安全を確保します。	継続	男女共同参画課 子ども政策課
	被害者が警察への援助の申出や保護命令等を迅速に利用できるよう、情報提供に努めます。	継続	
② 一時保護施設との連携	緊急時においては、一時保護施設と連携するとともに、被害者に関する情報共有を図り、一時保護施設に入所にするまでの被害者やその子ども等の同伴家族の安全を確保します。	継続	男女共同参画課 高齢福祉課 障がい福祉課 子ども政策課
③ 民間支援団体等との連携	民間支援団体等の情報を収集し、連携に努めます。	継続	男女共同参画課

基本目標 4 被害者の自立支援

現状と課題

- 被害者の自立に向けた支援は、行政の各分野にまたがるため、各制度の施策が円滑に適用されるよう関係部署との連携を更に強化にするとともに、適切に対応ができるよう制度の周知と活用を図ることが重要です。
- 被害者が自立して生活するにあたっては、住宅の確保を始め生活費の確保、就業機会の確保、子どもの就学問題等、現実的でさまざまな問題が重くのしかかってきます。更に生活環境が変わることへの不安や加害者に対する不安などを抱え、精神的にも不安定になります。そのため、住宅を始めとする生活再建に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整にとどまらず、精神的なケアも必要になることから、医療機関との連携も重要です。
- 被害者は繰り返される暴力の中で、精神的に不安定な状態場合があります。被害者の精神的回復のためには、被害者に寄り添い心理的な問題解決に向けて継続的なサポートが必要です。
- DVがある家庭に育った子どもは、DVを見たり、親から放置されたり、自らも親から暴力を受けることなどにより、さまざまな影響を受けています。「児童虐待の防止に関する法律」では、子どもが同居する家庭において、子どもに著しい心理的外傷を与えることも「児童虐待」にあたるとしています。子どももDVの被害者であるという視点に立ち、子どもに焦点を当てたケアを行うことが必要です。
- 子どもたちが安心して生活できるよう、DV被害者の子どもが通う学校や保育園においても、親子の置かれた状況を理解し、子どもを守るための対応が必要です。
- 孤立しがちな被害者への支援は、公的機関だけで対応できるものでないため、DV問題、被害者支援などに取組んでいる民間団体と連携することが必要です。
- 高齢者、障がい者、外国人に対しても、保護や自立支援が受けにくいということにならないよう、関係部署・機関等との連携を取りながら支援を進めることが必要です。

事業内容		区分	所管課
＜施策の方向＞ (1) 生活再建への支援			
① 住宅に関する支援	市営住宅の入居条件や入居手続きに際して、被害者の実情を考慮し、柔軟に対応します。	継続	子ども政策課 住宅施設課
	子どもを同伴する被害者の自立を図るため、母子生活支援施設への入所について支援を行います。	継続	
② 経済的な支援	関係する法律の中で、適正・迅速に支援を行います。	継続	男女共同参画課 生活援護課 保険医療年金課 子ども政策課 学校教育課
	緊急の生活資金の助成制度について調査・研究します。	継続	
	国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当等の各種制度の周知と活用への支援を行います。	継続	
③ 就労に向けた支援	就業支援セミナー等の開催及び情報収集・提供を行います。	継続	男女共同参画課 生活援護課 子ども政策課
	就労に必要な技能・資格取得のための講座情報や給付金制度の情報を提供します。	継続	
	生活困窮者への就労支援として、ハローワークとの連携に取り組みます。	継続	
＜施策の方向＞ (2) 精神的な支援			
① 医療機関等の情報提供	メンタルヘルス相談やカウンセリング等心理的なケアが必要な場合は、医療機関に関する情報を提供します。	継続	男女共同参画課 健康増進課
② 自助グループの情報提供	現在活動中の自助グループの情報を提供します。	継続	男女共同参画課
＜施策の方向＞ (3) 子どもへの支援			
① 就園・就学への支援	就園・就学及び転校にあたっての配慮や就学援助等の支援を引き続き実施します。	継続	保育課 学校教育課
② 子どもの心理的ケア	保育士や教員、スクールカウンセラー等、保育、教育関係者に対し、DVに関する特性や制度、配慮すべき事項について周知します。	拡充	男女共同参画課 子ども政策課 保育課 学校教育課
	県春日井児童相談センター等との連携により、子どもの心理的ケアを実施します。	新規	
＜施策の方向＞ (4) 高齢者、障がい者、外国人への支援			
① 高齢者、障がい者の支援	福祉施策を活用し、関係部署・機関等との連携を取りながら、状況に応じた支援を行います。	継続	男女共同参画課 高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課
② 外国人の支援	在住外国人によるコミュニティ団体との連携を図ります。	継続	男女共同参画課

基本目標 5 推進体制の充実

現状と課題

- 被害者の保護及び支援を円滑に行うためには、複数の関係機関や民間団体が共通認識をもち、相談、保護、自立支援など、それぞれの段階に応じた連携が必要です。
- 春日井市では、「春日井市DV対策連絡会議」、「春日井市DV対策関係機関連絡会議」を設置し、被害者支援の情報や認識を共有し被害者支援に当たっていますが、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処できるよう、さらに連携を強化する必要があります。
- 職員一人ひとりは、DVの特性を十分理解した上で、被害者の置かれた立場を配慮し、職務を行うことが必要ですが、被害者に対する理解不足から更なる被害（二次被害）が生じることがあります。そのため、DVは犯罪となりうる行為であり、加害者に責任があるという認識に基づき、被害者の人権を尊重し、その安全を確保し、秘密の保持に十分配慮できるよう、研修を進めていく必要があります。
- 被害者が諸手続きのために、複数の窓口に出向いて繰り返しDV被害について説明することは、加害者と遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担になることが考えられます。被害者の安全確保と関係部署の円滑な連携を図るために、ワンストップサービスなどについて検討する必要があります。
- 必要な行政サービスが迅速に、支障なく提供できるよう、被害者支援対応マニュアルを周知するとともに、関連法の改正があった場合は、改正内容に応じた見直し作業を行います。
- 被害者から、相談や支援等に関して苦情の申出があった場合、適切かつ迅速に処理し職務執行の改善に反映するとともに、申出人に対する説明責任を果たす必要があります。
また、苦情の処理内容について、関係各課間で情報の共有化を図り、組織として苦情の防止に努めます。

今後の取組

事業内容		区分	所管課
＜施策の方向＞ (1) 職員等に対する研修の充実			
① DVに対する正しい理解のための研修の実施	DVやDV被害者についての理解を深めるための研修を行うとともに、窓口等における二次被害を防止するため、被害者への適切な対応や情報提供を行うための研修を行います。	継続	人事課 男女共同参画課
＜施策の方向＞ (2) 苦情に対する適切な対応			
① 苦情への適切な対応と情報共有	相談・支援に係る職員の対応等に関して、被害者から苦情が寄せられた場合、被害者の立場に立った適切な対応に努めるとともに、DV対策連絡会議で情報を共有します。	継続	男女共同参画課
＜施策の方向＞ (3) 庁内の連携体制の強化			
① 関係各課との連携	「DV対策連絡会議」を定期的に行い、事例検討や課題解決を図るとともに、被害者が速やかに安心して情報提供と支援を受けられるよう、関係各課との連携を図ります。	継続	男女共同参画課 関係各課
	関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記し、状況に即した新たなマニュアルを作成します。	拡充	
＜施策の方向＞ (4) 関係機関・民間団体等との協力・連携			
① 関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化	「DV対策関係機関連絡会議」を開催し、事例検討や取り組み課題の解決を図るとともに、更なる協力・連携の強化を図ります。	拡充	男女共同参画課
	被害者支援者の養成に努めます。	新規	

IV 計画の推進

DV防止と被害者支援に関する施策は、広範多岐にわたっており、ひとつの機関で対応することは困難です。啓発や被害者の相談から自立までの支援には幅広い分野での取組が必要なため、「春日井市DV対策関係機関連絡会議」※1 「春日井市DV対策連絡会議」※2において連携を図りながら施策を円滑に進めていきます。

また、計画の適切な進行管理を進めるために、年度ごとに実施状況を把握し、「春日井市男女共同参画審議会」に報告し、市民に公表します。

.....

※1 「春日井市DV対策関係機関連絡会議」（5機関）

名古屋法務局春日井支局、愛知県春日井警察署、愛知県春日井保健所、愛知県尾張福祉相談センター、愛知県春日井児童相談センター

※2 「春日井市DV対策連絡会議」（庁内11課）

市民生活部	市民活動推進課 男女共同参画課 市民課
健康福祉部	健康増進課 高齢福祉課 障がい福祉課 生活援護課 保険医療年金課
青少年子ども部	子ども政策課
建設部	住宅施設課
教育委員会	学校教育課

春日井市DV対策基本計画（第2次）

平成26年3月発行

春日井市市民生活部男女共同参画課

〒486-0844 春日井市鳥居松町2丁目247番地

（レディヤンかすがい内）

電話 0568-85-4401

FAX 0568-85-7890

E-mail danjo@city.kasugai.lg.jp